

令和6年第8回美幌町議会臨時会会議録

令和6年11月29日 開会

令和6年11月29日 閉会

令和6年11月29日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 認定第 1 号 令和 5 年度美幌町一般会計決算認定について(委員会報告)
日程第 4 認定第 2 号 令和 5 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 5 認定第 3 号 令和 5 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 6 認定第 4 号 令和 5 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 7 認定第 5 号 令和 5 年度美幌町水道事業会計決算認定について(委員会報告)
日程第 8 認定第 6 号 令和 5 年度美幌町公共下水道事業会計決算認定について(委員会報告)
日程第 9 認定第 7 号 令和 5 年度美幌町個別排水処理事業会計決算認定について(委員会報告)
日程第 10 認定第 8 号 令和 5 年度美幌町病院事業会計決算認定について(委員会報告)
日程第 11 議案第 6 2 号 財産の処分について
日程第 12 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について
(トレーニングセンター等耐震改修建築主体工事)
日程第 13 議案第 6 4 号 美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員

1 番 木 村 利 昭	副議長	2 番 馬 場 博 美
3 番 横 山 清 美		4 番 高 橋 秀 明
5 番 宮 崎 奈津江		6 番 上 杉 晃 央
7 番 稲 垣 淳 一		8 番 藤 原 公 一
10 番 吉 住 博 幸		11 番 大 江 道 男
13 番 大 原 昇	議長	14 番 戸 澤 義 典

○欠席議員

9 番 伊 藤 伸 司	12 番 松 浦 和 浩
-------------	--------------

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司	教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩
監 査 委 員 西 村 与志博	

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明	総務部長	那須清二
町民生活部長	関弘法	福祉部長	斉藤浩司
経済部長	河端勲	建設部長	遠國求
病院事務長	但馬憲司	事務連絡室長	横山聖二
会計管理者	田中三智雄	総務課長	鶴田雅規
危機対策課長	多田敏明	政策推進課長 兼デジタル推進主幹	竹下護
財務課長	吉田善一	町民活動課長	佐久間大樹
戸籍保険課長	佐々木 斉	税務課長	松尾まゆみ
社会福祉課長	水上修一	児童支援主幹	大内直樹
保健福祉課長	立花良行	農林政策課長	以頭隆志
森林農地整備主幹	橋本勝	農業振興主幹	午来博
商工観光課長	沖崎寿和	建設課長	森口尚博
建築主幹	廣田吉輝	環境管理課長	影山俊幸
環境衛生主幹	宮田英和	上下水道課長	石山隆信
病院総務課長	伊藤寿	地域医療連携課長	高山吉春
事務連絡室次長	藤田静思	教育部長	遠藤明
学校教育課長	中尾亘	学校給食課長	片平英樹
社会教育課長	浅野謙司	スポーツ振興課長	弓山俊
監査委員事務局長	小室保男	監査委員事務局次長	小室秀隆

○議会事務局出席者

事務局長	小室保男	次長	小室秀隆
議事係長	高田秀昭	庶務係長	村田剛
庶務係	金子未准		

午前１０時００分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、令和６年第８回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１３番大原昇さん、１番木村利昭さんを指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（戸澤義典） 日程第２ 会期の決定を議題とします。

去る１１月２５日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

６番上杉晃央さん。

○６番（上杉晃央） 〔登壇〕 令和６年第８回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る１１月２５日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、町提出案件として、財産の処分１件、工事請負契約の締結１件、条例改正１件、議会提出案件として、９月定例会において、一般会計等及び企業会計両決算審査特別委員会に付託された令和５年度決算認定についての審査結果報告８件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日１日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの御協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真

摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤義典） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を本日１日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

なお、松浦和浩議員、入院中のため、伊藤伸司議員、所用のため、欠席の旨、それぞれ届出がありました。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典） 町長から本臨時会に

提出している案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司）〔登壇〕 本日、ここに令和6年第8回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

財産の処分について。

議案第62号財産の処分については、美禽313番1ほか5筆の町有地、旧食肉センター敷地を電気通信会社による衛星通信アンテナ設置施設として売却することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決をいただきたいのであります。

工事請負契約の締結について。

議案第63号トレーニングセンター等耐震改修建築主体工事については、入札結果に基づき契約することについて、議決をいただきたいのであります。

条例の改正について。

議案第64号美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、本年12月2日以降のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願い申し上げます。

◎日程第3 認定第1号から

日程第6 認定第4号まで

○議長（戸澤義典） 日程第3 認定第1号令和5年度美幌町一般会計歳入歳出決算

認定について、日程第4 認定第2号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第3号令和5年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第4号令和5年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上の4件を一括議題といたします。

この件につきましては、令和6年第6回美幌町議会定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭）〔登壇〕 それでは、一般会計等決算審査特別委員会に付託されました審査意見について、御報告いたします。

審査の結果。

9月12日の委員会設置から、延べ5回にわたり委員会を開催し、関係書類の提出あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

一般会計全般について。

令和5年度の一般会計決算は、歳入126億7,337万4,000円で、前年度比4億4,681万4,000円、3.4%、歳出125億293万1,000円で、前年度比4億1,181万4,000円、3.2%のそれぞれ減となっている。

歳入歳出決算額の差引きは2億7,044万3,000円で、単年度収支は5,928万6,000円の赤字、実質収支は1億1,520万7,000円の黒字となっている。

財政状況について、財政力指数は0.356で、前年度比で0.004ポイント低下、経

常収支比率は86.1%で、前年度比0.8ポイント悪化するなど、財政の硬直化が進んでいる。

また、健全化判断比率について、将来負担比率はマイナス表示となったが、実質公債費比率は7.2%で、前年度比0.3ポイント悪化し、各指数及び比率は前年度より悪化した。

しかし、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政運営計画に基づく健全な財政運営に努めつつ、少子高齢化対策、防災対策、老朽化の進む公共施設の整備、人口減少対策などに取り組んでいることを評価したい。

特に、小中学校のエアコン整備においては、早期の判断と対応により、子供たちの学習環境の保持に努めたことを高く評価したい。

今後も人口減少や少子高齢化が進み、厳しい財政運営が続くことも予想されることから、さらなる経常経費の抑制に取り組むなど、引き続き健全な財政運営に努められたい。

収入率向上対策について。

公営住宅使用料の現年度分収入率が11年連続で100%を達成していることは、同規模自治体と比較しても特筆すべきものである。

令和5年度の町税収入率は97.4%で、前年度と同率の高水準を維持しており、日頃の関係職員の努力を高く評価したい。

未収金については、取組の強化により効果を上げているが、未だ令和5年度で、一般会計6,209万9,000円、特別会計4,824万6,000円、合計1億1,034万5,000円の未収金が発生している。

負担の公平性と適正化を図るため、収納担当者間で連携し適正な債権管理と収入率強化対策に努められたい。

予算の執行について。

各部局において、事業の見直しなどによ

り効果を高めているものがある一方で、事業の見直しや改善がされておらず、事業効果が十分に発揮されていないものが見受けられた。

厳しい財政状況の中、事業の推進に当たっては、効率的かつ効果的に実施すべく、制度設計の見直しを含め費用対効果を検証の上、最少の経費で最大の効果を発揮できるように不断の努力を重ねていただきたい。

ふるさと寄附金について。

令和5年度ふるさと寄附金は4億2,316万7,000円で、前年度4億824万9,000円と比べて1,491万8,000円の増となっており、過去最高となっていることを評価したい。

引き続き、返礼品の充実を含め美幌町の魅力発信に努めるとともに、寄附者の意向を踏まえ、寄附金を有効に活用できるよう、充当事業の選考に際しては慎重を期され、計画的に活用されたい。

少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

以上であります。

○議長（戸澤義典） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一） すみません、1点だけお聞きしたいのですが、3番の予算の執行についての中で、事業の効果が十分に発揮されていないものが見受けられたという報告がありました。

この事業の効果が十分に発揮されていないというのは、どのような事業だったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（戸澤義典） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭） 委員会の議論の中で、大きく3点ほど挙げられました。

まず一つが、各種健康診断、検診についてであります。

どの検診も受診率がかなり低いというこ

とで、周知等の改善の必要性について意見が出ました。

二つ目が、びほろの活力共創事業補助金の今後の考え方について。

令和５年度は新規の採択がなかったということで、３年間の補助金の縛りと制度設計について改善を求める意見が出ました。

最後、大きく三つ目が、店舗リフォームの補助金です。

こちらは、募集期間等の見直しということで意見が出ました。

以上です。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、認定第１号から認定第４号までの４件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件については認定することに決定しました。

◎日程第 ７ 認定第５号から

日程第 １０ 認定第 ８号まで

○議長（戸澤義典） 日程第 ７ 認定第 ５号令和 ５年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第 ８ 認定第 ６号令和 ５年度美幌町公共下水道事業会計決算認定について、日程第 ９ 認定第 ７号令和 ５年度美幌町個別排水処理事業会計決算認定について、日程第 １０ 認定第 ８号令和 ５年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上の ４件を一括議題とします。

この件につきましては、令和 ６年第 ６回美幌町議会定例会において、企業会計決算

審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

８番藤原公一さん。

○８番（藤原公一） 〔登壇〕 それでは、企業会計決算審査特別委員会に付託されました審査意見について、御報告いたします。

審査の結果。

９月 １ ２日の委員会設置から、延べ ５回にわたり委員会を開催いたしました。この間、関係書類の提出及び所管部局の職員の出席を求めるなどして、慎重に審査を行った結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定いたしました。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のとおり審査意見を付すことといたしました。

審査意見。

１、水道事業会計について。

給水人口、給水件数が減少する中、営業収益の根幹をなす給水収益は、税抜きで約 ２ ２ ３万円増加している。

一方、費用については、原水及び浄水費や配水及び給水費の増などにより、営業費用が大幅に増加となっており、この結果、令和 ５年度の損益は、前年度に引き続き黒字となったものの、黒字額は大幅に減少している。

また、有収率は、平成 ２ ４年度以降、毎年低下傾向にあったが、令和 ５年度においては ８ ５． ０％となっており、令和 ４年度の ８ ４． ７％を ０． ３ポイント上回っている。

これは、老朽管更新計画に基づく更新工事を着実にやってきた成果と思われるが、国が公表している水道事業経営指標における全国平均の ８ ９％超を下回っていることから、今後も財源確保に努めながら、計画的に老朽管更新工事を実施し、一層の有収率向上に努められたい。

水道事業においては、人口減少や節水型機器の普及などにより、給水収益が減少す

る一方、管路の耐震化や施設の老朽化などの更新需要の増加に加え、電気料金や資材価格等の高騰による経費の増加などにより、経営環境は、今後も厳しさを増していくものと予測される。

このようなことから、令和9年度までの計画である美幌町水道事業経営戦略と美幌町水道事業ビジョンから構成される美幌町水道事業基本計画の次期計画策定に併せ、急激な負担増とならないよう、町民生活と水道事業経営、両方のバランスを考慮した上で、水道料金改定の必要性について検証されたい。

また、将来にわたり良質な水道サービスを安定的に提供するためには、さらなる有収率の向上や給水収益を確保する取組を継続されたい。

2、公共下水道事業会計について。

公共下水道事業については、令和5年度から美幌町公共下水道事業の設置等に関する条例に基づき、地方公営企業会計へ移行したものであり、地方公営企業会計へ移行してから今回が初年度の決算となる。

このため、大部分の項目において前年度以前と比較することはできないが、人口減少に伴う使用件数の減少をはじめ、節水意識の定着や節水型機器（便器）の普及、機能の向上等により、下水道使用量及び使用料収入は前年度に比べて減少している。

現状のままでは、下水道使用料収入の大きな増加を期待することは難しく、その一方で、今後も施設・設備等の老朽化による修繕費などの増加が見込まれる。

このことから、収入率向上による収益確保に努めるとともに、令和8年度までの計画期間となっている美幌町下水道事業経営戦略（公共下水道事業）の次期計画策定に併せ、急激な負担増とならないよう、町民生活と下水道事業経営、両方のバランスを考慮した上で、下水道使用料金改定の必要性について検証されたい。

また、地方公営企業会計へ移行したこと

を機に、各財務諸表の分析を行い、経営成績や資産、負債の状況を的確に把握し、コスト意識を持ちながら、より効率的かつ効果的な事業運営に向けた取組を図られたい。

美幌町では、下水処理工程で発生する下水汚泥については、現在、町外の再利用事業者に運搬し処理している。

下水汚泥は、従来から重金属や有害化学物質などが含まれているとの見解により、肥料としては敬遠されていたが、近年、下水汚泥肥料が注目を浴びており、国土交通省では、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会と称して、今後の普及に向けて検討を進めている状況である。

このことから、美幌町においても、昨今の肥料高騰時代において注目を浴びている下水汚泥肥料のメリット・デメリットについて情報収集を行うとともに、関係機関等と連携して調査研究を進め、結果によっては、町内農家等への還元について検討されたい。

公共下水道事業は、清潔で快適な生活環境の向上や河川などの水質保全のために必要不可欠なものであり、町民生活の基盤を支えるものである。このため、持続可能な下水道事業の運営を図る上からも、美幌町下水道事業経営戦略（公共下水道事業）等を踏まえ、引き続き、効率的な事業運営に努めるとともに、今後も中長期的な視点に立った計画的な事業推進と安定した経営を図られたい。

また、管路施設等の資産については、引き続き、ストックマネジメント計画に基づき、老朽施設の更新や管渠の長寿命化等を計画的に実施し、経営基盤の強化に努められたい。

なお、下水道終末処理場における電気主任技術者については、現在、町職員に有資格者がいないことや美幌町の危機管理体制を構築する観点からも、外部委託承認制度もしくは外部選任の活用を検討すべきであ

る。

3、個別排水処理事業会計について。

個別排水処理事業については、公共下水道事業同様、令和5年度から美幌町個別排水処理事業の設置等に関する条例に基づき地方公営企業会計へ移行したものであり、今回が初年度の決算となる。

このため、大部分の項目において前年度以前と比較することはできないが、収益的収支については、251万7,000円の純利益となっている。

しかしながら、これは基準外繰入れを含めた一般会計からの繰り入れによるものであり、独立採算制の観点から改善を要するため、令和8年度までの計画期間となっている美幌町下水道事業経営戦略（個別排水処理事業）の次期計画策定に併せ、急激な負担増とならないよう、町民生活と個別排水処理事業経営、両方のバランスを考慮した上で、使用料金改定の必要性について検証されたい。

令和5年度における設置基数は8基で、総設置基数は348基となっているが、個別排水処理事業は、公共下水道事業区域外のし尿、生活排水の汚水进行处理する個別ごとの下水道施設であり、悪臭のない清潔な生活環境の確保について、着実に整備を進めていることを高く評価したい。

今後も未設置家庭への普及に取り組み、住民生活の環境改善と河川等の水質保全を図るため、積極的に事業の推進に努められたい。

美幌町における個別排水処理事業は、平成9年度から事業が開始されており、今後は施設の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。このため、美幌町下水道事業経営戦略（個別排水処理事業）の経営の基本方針を踏まえ、健全な活動を推進できる体制づくりに努めるとともに、コスト縮減による業務の効率化、料金の適正化等による経営基盤の強化を行い、町民から信頼を得る健全な事業経営に努め、公営企業と

しての経営の効率化・健全化の推進、収益性の向上を図られたい。

あわせて、浄化槽設置に係る工事仕様書の見直しなど調査研究を進め、経費縮減に努められたい。

4、病院事業会計について。

令和5年度における外来患者数は延べ71,327人で、前年度比363人増加しているものの、入院患者数は延べ20,023人で、前年度比1,374人の減少となっており、病床全体の利用率は55.2%と、前年度より4.0ポイント減少している。

このことは、健康な方が増えていると捉えることもできるし、いまだに新型コロナウイルス感染症の影響があることや入院日数が比較的短くなっていることも理解するが、病床稼働率を上げるためにも、入院を取り巻く環境の改善を図られたい。

あわせて、外来待合室の椅子などを計画的に更新し、外来患者に配慮した環境整備を行うとともに、アンケート等により患者の意見・要望に耳を傾け、外来患者の満足度向上に努められたい。

令和5年度の経営状況をみると、外来収益は、前年度比で5,780万1,000円、6.7%の減、入院収益は、前年度比で約3,226万円、4.1%の減となり、医業収益と医業外収益を合わせた事業収入は、前年度比で約1億3,472万4,000円の減となっている。

これは、医業収益においては、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、依然として、コロナ禍前の患者数と比較して入院、外来ともに患者数は戻っておらず、減少傾向が続いていることが要因であり、また、医業外収益においては、新型コロナウイルス感染症関連の補助金等が終了したことも影響している。

これらに伴い、令和5年度における病院事業の決算は、3年ぶりに赤字へと転じているが、コロナ禍という臨時的な要因の影響を強く受けた混乱期からコロナ禍前の通

常の状況に戻していくための過渡期であったと認識している。改めて、経営改善の第一歩として、構造的な状況分析を行い、収支の黒字化へ向けた課題の解決に取り組んでいただきたい。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたが、移行後においても、感染症への対応と通常医療体制の両立を確立している医師、医療スタッフ、病院事業運営に関わる職員全てに心から敬意と感謝を申し上げる。

国保病院は、町民の命と健康を預かる重要な施設であることから、令和4年策定の美幌町立国民健康保険病院長寿命化計画に基づいた改修計画を実施する財源確保を図るとともに、今後も地域医療を確保する上で必要な常勤医師、特に内科医師の確保に努められ、併せて、非常勤医師を含めた必要な職員の充実を図り、持続可能な医療体制の維持に努め、町民になくてはならない基幹病院として、引き続き、安全で良質な医療の提供を期待する。

少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

審査意見については、以上であります

次に、委員長として、口頭による補足意見を2点申し上げます。

2点とも病院事業会計についてであります。

1点目は、契約書についてでございます。

一部の契約書類において、業者からの請求書に記載の業務・工事名と発注業務・工事名が一致しないものが見受けられました。契約書類一式において、発注業務・工事名を記載すべき書類については、全て一致するよう留意するとともに、チェック体制の強化を図っていただきたいと思えます。

2点目は、補正予算に伴う書類についてでございます。

補正予算における予定キャッシュフロー計算書において、一部誤りが見受けられたため、留意していただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（戸澤義典） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、認定第5号から認定第8号までを一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件については認定することに決定しました。

◎日程第11 議案第62号

○議長（戸澤義典） 日程第11 議案第62号財産の処分についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書17ページになります。

議案第62号財産の処分について御説明を申し上げます。

財産の処分について、次のとおり土地を売却するものとする。

本議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

売却しようとする土地の所在は、網走郡美幌町字美禽313番1、314番1、314番2、315番6、319番6、322番11、以上の6筆であります。

面積は、1万1,115平方メートル。

売却の方法は、随意契約。

売却金額は、2,004万4,798円でございます。

売却の相手方、東京都港区芝浦1丁目3番3号、Globalstar Japan 合同会社、職務執行者、安藤浩であります。

売払いの経過であります。令和3年第1回臨時会におきまして議決をいただき、美幌町字美禽の旧北見東京電波株式会社美幌工場跡地をアメリカのGlobalstar 社に売払いを行ったところでありますが、Globalstar 社は、その土地に衛星通信アンテナを設置し、低軌道周回衛星を利用した衛星通信サービスを展開しております。

このたび、当該企業の100%子会社でありますGlobalstar Japan 合同会社より、衛星通信アンテナを増設するため、隣接する旧食肉センター敷地等を購入したいとの申出があったものでございます。

参考資料の2ページを御覧ください。

資料1に、財産の処分に係る位置図を添付しておりますが、赤枠で囲った部分が、今回売払いを行う土地でございます。

また、図面右上の青色で囲った部分が、旧食肉センターの建物が現存する箇所でございますが、売払予定金額につきましては、町有地売払いに係る売払い価格に関する要綱第2条に基づき、固定資産評価額を基に算定した時価3,406万7,534円から、この建物解体に要する費用等1,402万2,736円を控除した金額をもって、今回の売払い予定価格としています。

以上、議案第62号につきまして御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 参考資料の位置図

という図面を見ていただきたいのですが、よろしいですか。

その図面で左、大ざっぱに言うと縦に国道が走っています。赤い印の枠、三角になっていますね。

まず1点目。

同じようなことで、図面的に言えば、右の下側、国道からぐるっと逆L字型になっていますが、最後、下のほう、番号を振っていませんから、私もどう言っているかわからないのですけれども、311の4に対して太いところがありますから、これは道路なのだろうなという気は勝手にしています。勝手にしているという話です。

その中で、例えば、国道からぐっと入り口と、今回、国道は国道ですから、意味は分かるのですが、町道も町道だと思うのですけれども、土地との出入口の確保というのは、最大に留意することだと私は思っています。

今回たまたまこの隣接者が購入されるということで、安堵はしているのですが、私が今、聞こうとしているのは、別な方が買ったとするならば、トラブルのもとかなと。

例えば、国道の315の6のちょっと上のほうに幅がある長方形の土地が共同道路用地とか、専門用語でもっと具体的な言葉があるのですけれども。

たまたま今回、地籍という地続きの人が買ってくれたから安堵はしていますが、本来、別な人が買うとすれば、その辺の事情はどうなっているのか。あえて言えば、入り口もない出口もないということにはならないのか。

今回は、偶然にあったのですけれども、共有用地とするならば、その人の同意も必要だと私は思っています。通行させていただく。

もちろん、通行権というのはあるのですけれども、その辺の内容、もう少しお知らせしていただけないでしょうか。

○議長（戸澤義典） 財務課長。

○財務課長（吉田善一） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、参考図面の右側の部分についてでございますが、今回売払いを予定している313番地の1のその下、赤線から外れた部分が、現在、美禽の加圧ポンプ所が設置されているところでありまして、その下の空白の細長い部分が町道という形になっており、国道からの出入口として確保されている状況になっております。

もう1点の今回売払いを予定している319番6の部分です。

もともとは、国道まで真っすぐ一筆の土地であったのですが、今回売払いに当たって、国道からの入り口を確保するために分筆をしております。御質問のありました315番の6の左上の四角い空白の部分は、現在も町有地という形で確保しております。

ですから、周辺の土地を利用されている方の出入りという意味では、特に問題ないと認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 話題はちょっと変わります。

安堵しました。出入口は、きちんと確保されているよと。

この売買に当たって、今回は別として、土地はいつ何どき、所有者の変動もあり得るものですから、基本的には出入口が確保されていないといけないというのが、先ほど聞いた趣旨でありました。

そこで、地番が振っていないものですから、今、説明あったところと共通していると思いますけれども、国道の分筆登記も含めて、自治体ですから特権もあるのですけれども、測量等含めて。分筆ですから測量があるのですよね。

これは、民間で言えば、土地家屋調査士、登記自体は自治体の権限があるのですが、その辺でかかった経費というのは、今回の売買において、既存の建物解体費は控除したよ、逆に今回、売買に当たって分筆したと。

これは、もともと美幌町の土地ではなくて、個人——個人と言うのは私です。その土地を買って。

いいですか。土地を買って分筆して、出入口を確保したというのであれば、費用が発生している可能性もあるのではないかなと思うところです。

その関係、いま一度、説明していただけないでしょうか。

○議長（戸澤義典） 財務課長。

○財務課長（吉田善一） 御質問にお答えいたします。

ただいまお話のありました分筆に当たっては、実際、土地の測量を実施しておりますが、測量に係る経費については、売払いの要綱上で、原因者の負担でお願いしたいというルールとしております。

今回の測量については、土地購入を希望される方が負担して測量をしている形になっておりまして、町での負担は生じておりません。

また、登記の手続については、町有地の分筆ですから、嘱託登記という形で手続しておりますので、それについても費用がかかっておりません。

以上であります。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第62号財産の処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第６３号

○議長（戸澤義典） 日程第１２ 議案第６３号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明） 議案書の１８ページになります。

議案第６３号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の３ページをお開き願います。

資料２、議案第６３号関係。

トレーニングセンター等耐震改修建築主体工事であります。

工事の場所は、美幌町字西１条南５丁目３番地。

工事の概要は、耐震補強工事、煙突撤去工事、便所・更衣室改修工事、風除室増築工事ほか記載の改修工事になります。

入札年月日は、令和６年１１月１３日。

指名業者は、株式会社ダイイチほか記載の１２社でございます。

契約金額、１億４、８３９万円。

落札率は、９９．８５％であります。

契約の相手方は、網走郡美幌町字美禽２８９番地６、株式会社ダイイチ美幌支店、取締役支店長、田辺秀昭でございます。

契約保証金、契約金額の１００分の１０以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後３３０日とする。

本日、議決いただき契約いたしますと、

３３０日目は、令和７年１０月２４日となります。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸） この案件、今回の入札そのものでなくて、一度、時期がずれたということも含めて、応札者という意味で問題視したときがありました。

今回、指名業者が２、４、６、８——十二、三社あるのかな。これは、指名者全員が応札したのでしょうか。

社会的事情ですから仕方ないことですが、中でも再度、辞退という状況があったのかなかったのか。これがまず１点。

２点目であります。

工事概要に、煙突撤去工事と書いてあります。相当古い建物ですから、あえて言えば、アスベスト。

アスベストは、法的に言うと厄介なものでありまして、そして、現実、それを施工できる。私の個人的な意見を挟ませていただいて悪いのですが、少なくとも美幌町内の業者はできません。施工自体ですよ。

その関係上、３３０日の工期でアスベストを適正に処理するために——というのは、専門業者の都合もあると思っているものですから、工期としては３３０日で十分なのか。

この議論した経緯があれば、このことについて議論されたことがあるならば、お教え願いたいと存じます。

この２点、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 財務課長。

○財務課長（吉田善一） １点目の御質問にお答えいたします。

まず、今回の入札の応札状況であります。指名業者１３社に対して応札業者は２社であります。

辞退されたのが11社ということですが、引き続き技術者確保が困難だとか、作業員自体の確保が難しいという辞退理由となっております。

以上であります。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） ごめんなさい、数字の違いがあったらお許してください。

13社のうち2社の応札で落札業者を決めたと。

前回、副町長からもお話がありましたが、仮に今回——不幸中の幸いで落札者がいてよかったなと思っているところですけども、今後、根本的に一社でもと。ここは明確に示されていない。過去の質疑の中で明確に答弁いただいていないと、私は個人的に思うもので。

今回は、幸いにも2社応札で落札者決定に至ったことを受けて、極端に言えば、予定価格内で、一社でも応札があれば落札するのか。複数の応札がなければ駄目なのか。やはり、これは明確にしておかないと、今後、困るのではないかと思うものですから、その点、明確にできるものであれば、答えていただきたい。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（高崎利明） 吉住議員の質問にお答えいたしますけれど、前回のときのお話から、今回の入札の考え方について指名委員会で協議を行いまして、一度、応札状況というのでしょうか、一社のときは中止として不成立としたところでございますが、今回の入札につきましては、一社のみの応札でも有効とする案件として取り扱うということで通知をさせていただきました、実施したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） 吉住議員の御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、煙突の中には、石綿が

含有されております断熱材が入っております。

その断熱材の除去に当たりましては、高圧の水を使用した工法を選定してございまして、お話のとおり専門業者しか対応できない工法となっております。

そのため、見積りの徴取時に、時期等をお示しした中で工期を確認しておりまして、アスベストの除去にかかる期間については、おおよそ2週間とお聞きしております。

ですので、工期については、十分余裕があると考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 今回の場所、基本的に利用という意味では、利用者もいないのかなと思いつつも、職員そのものはいらっしゃる。組織として。

その点で、そのアスベスト除去の間、当然、十分に注意されて施工されると思うのですが、その辺の期間。

今、2週間と言ったか20日か、失念して申し訳ないけれども、少なくともその間、どのように健康被害のない対応を…。

施工業者ということではなくて、他人様に対してという意味で、考えていることがあれば、お教え願いたいです。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） 先ほど、高圧水でそぎ落としていく工法を採用しているということで御説明させていただきましたが、今回の工法に当たりましては、より安全を期すために、上下にセキュリティールームを設けまして、気圧調整した上で、外部に飛散することがない工法を採用しております。

ただ、より安全を考えると、施設の利用者の関係も考慮していかなければならないと思いますので、その辺は施設管理者と

協議の上、状況によって対応していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第63号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第64号

○議長（戸澤義典） 日程第13 議案第64号美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（齊藤浩司） 議案の19ページをお開き願います。

議案第64号美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料にて御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料3、議案第64号関係。

条例名は、省略させていただきます。

今回の改正目的ですが、今回、助成対象

となる方が保険医療機関等を受診する際に提示する健康保険証と受給者証について、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されたことに伴い、条文の文言を改めるものでございます。

改正内容は、現在、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成対象者には、受給者証、紙の受給者証を交付しておりますが、保険医療機関等を受診される際は、マイナンバーカードまたは健康保険証と一緒に提示していただいております。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正法の施行日を令和6年12月2日とする政令が公布され、同日以降、従来の健康保険証の新規発行はできなくなり、マイナンバーカードを取得していない方やマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方には、マイナンバーカードによらず保険資格が確認できるよう、御自身が加入している医療保険者から資格確認書が交付されております。

今後、保険医療機関等を受診される際は、マイナンバーカードによる確認のほか、保険証と同様に使用することができる資格確認書の提示により受診することとなることを、経過措置として、発行済みの保険証は最大1年間使用可能であることなどから、本条例の第7条に規定の受給者証の提示を、下記に記載のとおり、被保険者証または組合長と記載のあるところを、医療保険各法による被保険者もしくは被保険者たることを証する書類に改正するものであります。

この医療保険確保における被保険者もしくは被保険者であることを証する書類とは、マイナンバーカード、健康保険証、資格確認書のことでございます。

根拠法令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律。

施行日は、令和6年12月2日であります。

以上、御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 1点だけ。

現状で、条例改正の目的は分かりましたが、今、対象者のマイナンバーカードの交付率がどの程度になっているのか、実態が分かれば教えてください。

○議長（戸澤義典） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 現時点で、交付率は約87%に届く状況となっております。

手元にまだ届いていない方もいらっしゃいますが、申請されている方が87%いらっしゃるということです。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第64号美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和6年第8回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前11時3分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員